

中途退職で年末調整を受けていないときは？

Q 私は公務員（給与所得者）です。都合により10月に退職して年末まで再就職していません。年末調整を受けていませんが、確定申告をするほうがよいでしょうか。確定申告すると住民税もかかりますか？

A 給与所得者の所得税は、毎月の給料や賞与から天引きで源泉徴収されます。この源泉徴収は概算の所得税で毎月差し引かれており、年末調整で1年分の正しい所得税に精算します。

▶ 中途退職者の年末調整

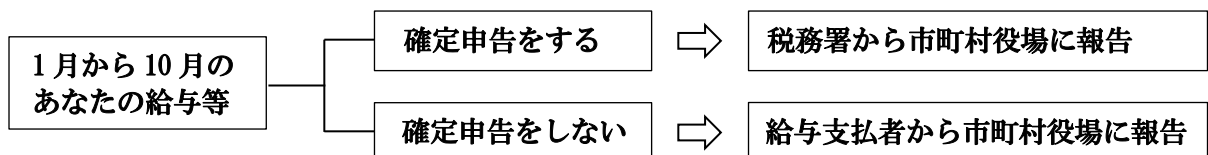
退職した年に他の会社等に勤務して給与等を貰った場合は、その年の年末において1月1日～退まで職での給与なども含めて年末調整をします。しかし、年の途中で退職して再就職しないときは、年末調整が受けられませんから、公務員のときの源泉徴収票を用意して住所地の所轄の税務署に確定申告をすれば納めすぎの分が戻ってきます。

※ 1. 給与所得者の場合、通常5年前までさかのぼって確定申告ができます。

2. 確定申告は源泉徴収票の添付または提示を省略することができます。

▶ 給与所得者の住民税（年末まで就職しない場合）

1月から10月までのあなたの給与の金額などは、次のように公務員のときの勤務先から市町村役場に報告されますので、確定申告をしてもしなくても住民税は課税されます。なお、納税通知書は5月頃に市町村役場から送付されます。



※ 1. 確定申告をすることにより、生命保険料控除や医療費控除等の諸控除の適用を受けられますので所得税そして住民税の負担は軽くなります。

2. 退職金は分離課税ですので確定申告をする必要はありません。（申告することも可）

▶ 扶養控除の適用（所得要件 … 所得金額 48 万円以下）

なお、あなたの1年間の給与の収入金額（税引前）が103万円以下でしたら、所得金額が48万円以下となりますので、あなたの親などの扶養親族となることができます。又は、結婚されていれば夫（又は妻）の配偶者控除の適用を受けることができます。

※ 1. 所得金額の計算 … 103万円（収入金額）－ 55万円（給与所得控除額）＝ 48万円（所得金額）

2. なお、令和7年度の税制改正で103万円以下が123万円以下に引き上げられる予定です。

（ワンポイントアドバイス） 退職して年末調整を
受けていないときは確定申告を！

※ 令和6年12月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。